

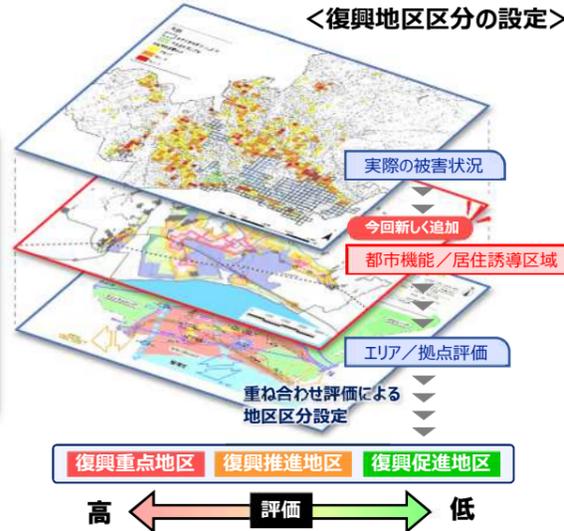
計画改定のポイントと概要について

1 改定のポイント

本改定におけるポイントを、「復興ビジョン編」「復興プロセス編」「行動マニュアル」の各編成に応じて、次のとおり整理する。

復興ビジョン編

- 現行計画策定以降に公表した**上位・関連計画**との連携や整合
- 都市計画基礎調査等のデータに基づく**都市の基礎情報**の整理
- 最新の**災害ハザード情報**に基づく被害特性及び課題の整理
- 復興まちづくりの**目標及び基本方針**の確認、見直し
- 上位・関連計画の拠点や誘導区域の変更に伴う**復興地区区分**の考え方の整理



復興プロセス編

- 「**富士市業務継続計画【BCP】**（平成29年4月）」との整合の確認
- **復興まちづくり訓練での意見**等を踏まえた各分野の復興プロセスの整理
- 過去の大規模震災における復興プロセスや他都市の計画事例、被害特性等に基づく、復興までの過程の再整理
- **市街地/住宅等/医療・保健・福祉/商工業/農林漁業**の各視点から復興プロセスの検討

行動マニュアル

- 復興プロセス編の見直し内容や庁内検討委員会でのヒアリング等に基づく行動マニュアルの見直し



3 スケジュール

本計画は、単年で計画改定業務を行うものとし、改定作業にあわせ、適宜、本懇話会や都市計画審議会をはじめとした関係会議等での意見聴取を行い、令和7年4月の改定・公表を予定する。

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
計画改定作業の流れ		基礎情報/課題等の整理				行動マニュアルの見直し		計画案のとりまとめ/修正				改定
各種会議等	議会/改定概要	ヒアリング調査	庁内①	市民①			庁内②	市民②	議会/パブリックコメント		庁内③	市民③
都市計画審議会			都計審								都計審/改定報告	

2 改定概要について

■ 上位関連計画の事前都市復興に係る防災・減災の方向性

① 第六次富士市総合計画（令和4年3月）

【目指す都市像】 富士山とともに 輝く未来を拓くまち ふじ
 【防災分野の基本目標】 安心できる暮らしを守るまち

地域防災力の強化、河川整備などの治山・治水対策、消防・救急体制の充実を図るほか、災害リスクの把握、市民や事業者等と協働した支援体制の確立、災害情報の収集・発信の充実など、**ハード・ソフト両面からの総合的な対策を強化し、災害に強いしなやかさを持ったまちづくりを進める。**

② 第三次富士市都市計画マスタープラン（令和6年3月）

【基本理念】 富士山とともに輝き 誰もが住みたい・住み続けたいと思える都市づくり
 【都市づくりの目標（安全）】 強さとしなやかさを備えた安全な都市

河川や土砂災害防止施設の整備等により**自然災害の被害が低減されるとともに、誰もが災害リスクや防災・気象情報を適切に把握でき、無秩序な開発等による新たな脅威を発生させない安全な都市を目指す。**

■ 復興まちづくりの基本理念

被災後においても、市民・事業者等が本市に住みたい、住み続けたいと思えるような、安全安心な都市づくりを進めていくことが重要と考え、以下のとおり基本理念を設定

**誰もが住みたい・住み続けたいと思える
安全安心な都市づくり**

- 視点1 災害に強いしなやかで持続可能なまちづくり
- 視点2 市民・事業者が安心して生活・操業できる場の確保
- 視点3 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

復興まちづくりの目標及び基本方針

■ 市街地の復興に係る目標

課題：災害に強いしなやかで持続可能な市街地の形成

災害に強い、安全・安心な市街地の早期形成

- 方針1：災害に強い市街地整備
- 方針2：段階的な市街地復興
- 方針3：まちの骨格となる都市計画道路の整備
- 方針4：復興地区区分に応じた市街地整備

■ 住環境の復興に係る目標

課題：安心して暮らせる住環境整備

誰もが安心して暮らせる良好な住環境の形成

- 方針1：利用しやすい仮設住宅・復興公営住宅の整備
- 方針2：住宅再建支援の充実
- 方針3：ライフラインの早期確保
- 方針4：医療・保健・福祉機能の維持及び教育機能の早期回復
- 方針5：生活道路や公共交通の機能回復

■ 産業の復興に係る目標

課題：産業活動の停滞からの早期回復

活力を創り高める、事業者の事業継続及び産業活動の早期再開

- 方針1：産業拠点機能の早期回復
- 方針2：工場等における事業継続の促進
- 方針3：商業活動の継続性の確保
- 方針4：農林漁業等の早期再建

■ 復興の体制に係る目標

課題：市民・事業者・行政の協働による復興

市民・事業者・行政の協働による復興まちづくり体制の構築

- 方針1：協働による復興計画の策定及びきめ細かな情報発信
- 方針2：人材確保及び復興まちづくり組織の設置促進
- 方針3：復興の進め方及び役割の明確化
- 方針4：行政内及び行政間の連携強化